

4環管第534号
平成24年10月18日

舞鶴喜楽鋳業株式会社
代表取締役 小宮山 雅弘 様

京都府知事 山田 啓二

(仮称)綾部総合工場設置事業に係る環境影響評価準備書に
対する意見書について

平成23年12月26日付けで提出の上記環境影響評価準備書について、京都府環境影響評価条例第23条第3項の規定により、別添のとおり意見書を送付します。

担当	文化環境部環境・エネルギー局 環境管理課指導担当
電話	075-414-4715
FAX	075-414-4710

(仮称)綾部総合工場設置事業に係る環境影響評価準備書の内容に対する意見は次のとおりですので、評価書の作成及び事業の実施に当たっては十分考慮してください。

1 全般的事項

当該事業は、既に造成された土地に油系産業廃棄物の総合的処理施設を設置するものである。

事業予定地周辺では、自然豊かな里山的景観が形成され、地域による里地里山の保全活動が活発に実施されている。また、道路をはさんで民家が隣接するほか、周辺にはいくつかの集落が存在している。

なお、事業予定地の北側には活断層である上林川断層が存在している。

- (1) 事業者は、事業の実施に当たり、これらの地域の特性を踏まえ、環境影響評価の結果に基づき、環境への影響に配慮し、適切かつ確実な対策を実施すること。
- (2) 事業に伴い実施する環境保全に係る測定の結果については、積極的に地域に開示するとともに、近隣の生活環境との整合性について、説明を行うこと。
- (3) 環境に影響を及ぼす新たな事実が判明したときは、速やかに府及び関係市に報告するとともに、適宜、専門家の指導、助言を得た上で適切な措置を講じること。
- (4) 良好な環境の創造の見地から、地域との協働による環境活動の推進について、検討すること。

2 個別事項

(1) 大気質

施設からの排出ガスによる悪条件時の短期的な予測及び評価については、事業予定地の複雑な地形及び局地気象を踏まえ、その発生条件、頻度、継続時間、複数の悪条件が重なることの有無等を具体的に記載するなど、理解しやすい内容で記載すること。

(2) 騒音・低周波音

工事車両及び工場稼働後の利用車両の騒音については、工場敷地への進入路が登坂部となっており、アクセルを踏み込んだ際に、短時間ではあるが大きい騒音の発生が想定されることから、等価騒音レベルに加え、最大値等を勘案した評価を行い、評価書に記載すること。

施設からの騒音・低周波音については、非常に静かな場所に立地する計画であること、予測方法に不確実性があること、及び、府道をはさみ民家が近接していることから、稼働後、近隣住民の意向を踏まえ、民家周辺において、事後調査を実施すること。

(3) 振動

工事車両及び工場稼働後の利用車両による振動については、大型車の通過台数を踏まえ、 L_{10} に加え、最大値等を勘案した評価を行い、評価書に記載すること。

(4) 水質・水生生物

事業予定地及びその周囲の山からの雨水排水が流入する由良川水系上林川は、府内の環境基準点の中でも良い水質を保ち、周辺にはホタルの観賞地も存在していることから、工場排水のクロード化を確実に実施するとともに、第一調整池からの雨水等の排水については、工事中から供用後を通じ、継続的な水質及び水量のモニタリングを行うこと等により、適切に管理すること。

(5) 動物、植物及び生態系

事業場内の照明については、動植物への影響を考慮し、長波長のものを使用し、適切に配置すること。

(6) 景観

施設は、周辺の良い里山的景観と調和するよう外観及び配置に十分配慮すること。

事業場敷地の緑化に当たっては、可能な限り地域由来の植物を用い、周辺の植生等に配慮して樹種、樹高等を選定するとともに、法面に自生した樹木を活かし、周辺の良い里山的景観と調和するよう配慮すること。

(7) 地球温暖化

焼却施設からの廃熱利用については、地域の意見を踏まえた活用方法についても検討すること。

(8) 事後調査

事後調査の実施から報告書提出に至る具体的な計画を評価書に記載すること。

なお、評価書作成段階では具体的な時期等が記載できない場合は、別途、事後調査計画書を提出すること。

また、工事中及び供用後複数回に分けて行う事後調査項目については、その都度、中間報告書を提出することとし、その提出時期についても計画に記載すること。